

各位

会 社 名 株式会社オープンアップグループ 代表者取締役会長兼CEO 西田 穣

(コード:2154 東証プライム)

問合わせ先 取締役CFO

佐藤博

電話番号 03-3539-1330

中長期業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年9月25日開催の第20期定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り同じとし、「対象取締役」)に対する中長期業績連動型株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット制度)(以下「本制度」という。)の導入を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の理由及び目的

当社は、2024年8月9日に発表した中期経営方針にて、業績成長の年率目標に加えLTV (ライフ・タイム・バリュー)を重視する事業構造改革を実践していくことを示しました。この事業構造改革をより実行力を持って推進し、取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることができると考え、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして新たに中長期業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

取締役の報酬実績としましては、2023 年 9 月 26 日開催の第 19 期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は年額 6 億円以内(うち社外取締役 1 億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただきました。また、譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額 4 億円以内、各事業年度において当該取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は 300,000 株とする旨ご承認いただきました。

本制度を導入するにあたり、報酬の支給割合を改めて検討し、下記グラフ「報酬構成比率」のように設定いたしました。



2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の3事業年度の期間(2024年7月1日~2027年6月30日。以下「評価期間」という。)中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、(i)当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)(かかる報酬を以下「株式交付分」といいます。)、及び(ii)当該当社株式の交付に伴う納税資金に充てるための金銭(かかる報酬を以下「金銭支給分」といいます。)を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動

型の報酬制度であります。したがって、本制度は業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式及び金銭を交付又は支給するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

本制度に基づき、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は一評価期間当たり350,000株以内(ただし、本制度が導入された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。)、当社株式の総額は、上記の金銭報酬枠とは別枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として一評価期間当たり10億円以内となります。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといた します。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の役位毎に設定した株式数に、②取締役会で決定した 業績の数値目標の達成度に応じて各対象取締役に交付する当社株式(以下「本割当株式」といい ます。)の数を決定いたします。本制度において採用する業績指標は、(ア)利益の状況を示す 指標、(イ)パーパスの実現状況を示す当社独自の非財務指標である「OPI(オープンアップ・ パーパス・インデックス)」、(ウ)エンゲージメント指数等当社の経営方針を踏まえた指標を 用いるものとします。

当社は、(a) かかる当社株式の数に応じて各対象取締役に金銭報酬債権(以下「本金銭報酬債権」といいます。)を支給し、各対象取締役による本金銭報酬債権の現物出資と引換え又は、(b)各対象取締役からの金銭報酬債権の現物出資を要さずに、株式交付分として、各対象取締役に当社株式を割り当てます。なお、(a)の方法による場合において、割当てを受ける当社株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議(以下「交付取締役会決議」といいます。)の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会が決定した額といたします。

本制度に基づく株式報酬の付与に伴う納税資金確保のため、当社は、株式交付分に係る本金銭報酬債権に加えて、金銭支給分として、対象取締役に金銭を支給いたします。

(2) 対象取締役の死亡等当社が正当と認める事由により退任した場合等

新たに対象取締役に就任する者がいた場合、対象取締役の死亡等当社が正当と認める事由により退任した場合、当社についての一定の組織再編等が当社の株主総会等にて承認された場合等には、上記(1)の報酬等に代わり、必要に応じ、当社の取締役会において合理的に定める時期において、当社の取締役会が合理的に算定する額の株式又は金銭を支給することができるものといたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、取締役会において定める一定の非違行為、取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は 株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下同じ。)によって増減する場合は、併合・分割の 比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整いたします。

以上